

山梨県公報

第千五百六十三号

平成十七年

四月十八日

月 曜 日

目次

告 示

包括外部監査契約の締結……………二八三

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき知事が定める額の一部改正……………二八三

道路の供用開始……………二八四

教育委員会……………二八四

山梨県立文学館処務規程の一部を改正する規則……………二八四

告 示

山梨県告示第百三十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成十七年四月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 包括外部監査契約の期間の始期
平成十七年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 平嶋育造
住所 山梨県甲府市丸の内二丁目二十四番一号
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括払い、必要に応じ前金払い

山梨県告示第百三十九号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一

項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十七年四月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示

本則の表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	四、三三三円	一三、三〇一元
二十歳以上二十五歳未満	五、一五〇円	一三、三〇一元
二十五歳以上三十歳未満	五、九七九円	一三、三六七円
三十歳以上三十五歳未満	六、七〇一元	一六、五六二円
三十五歳以上四十歳未満	七、一九三円	一九、五五三円
四十歳以上四十五歳未満	七、三〇九円	二一、九二六円
四十五歳以上五十歳未満	七、一六四円	二一、一八四円
五十歳以上五十五歳未満	六、六二二円	二一、六〇九円
五十五歳以上六十歳未満	六、二二七円	二一、六〇七円
六十歳以上六十五歳未満	四、三七〇円	二〇、六四八円
六十五歳以上七十歳未満	四、一六〇円	一四、三六六円
七十歳以上	四、一六〇円	一三、三〇一元

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- (適用区分)

2 この告示の規定はこの告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び施行日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、施行日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

山梨県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十七年五月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年四月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	一三九号	大月市脈岡町強瀬字西山八一番の一地先から大月市脈岡町強瀬字西山八一番の六地先まで	一四〇・〇	平成十七年四月十八日

教育委員会

山梨県教育委員会規則第十九号

山梨県立文学館処務規程の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成十七年四月十八日

山梨県教育委員会

委員長 内藤 いづみ

山梨県立文学館処務規程の一部を改正する規則

山梨県立文学館処務規程（平成元年教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第六条総務課第六号中「（茶室を含む。）」を「及び山梨県芸術の森公園」に改める。

第七条第二号中「管理運営に係る」の下に「都市公園法（昭和三十一年法律第七十九

号）、「を」、「都市公園条例」という。）の下に「及び山梨県都市公園条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第三十四号）」を加え、各号イからニまでを次のように改める。

イ 都市公園法第五条第一項の規定による公園管理者以外の者の公園施設の設置又は管理に關すること。

ロ 都市公園法第六条第一項及び第三項の規定による都市公園の占用に關すること。

ハ 都市公園法第八条の規定による許可の条件に關すること。

ニ 都市公園法第九条の規定による国の行う都市公園の占用の協議に關すること。第七条第二号に次のように加える。

ホ 都市公園法第十条第二項の規定による都市公園の原状回復等の指示に關すること。

ヘ 都市公園法第十七条第一項の規定による都市公園台帳に關すること。

ト 都市公園法第二十七条第一項の規定による第五条第一項並びに第六条第一項及び第三項の規定による許可に係る監督処分に關すること。

チ 都市公園条例第五条の規定による行為の禁止に關すること。

リ 都市公園条例第六条の規定による行為の制限に關すること。

又 都市公園条例第七条第二項の規定による広告表示の許可に關すること。

ル 都市公園条例第八条の規定による利用の禁止又は制限に關すること。

ヲ 都市公園条例第九条の規定による許可の取り消し等に關すること。

ワ 山梨県都市公園条例施行規則第二条の規定による有料公園施設の休業日及び利用時間に關すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。